

東京、昭48不46・49・昭49不123・昭50不50・昭51不8、昭52.8.2

命 令 書

申立人（48年不第46号・48年不第49号・49年不第123号・50年不第50号・  
51年不第8号）

日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部下丸子地域  
支部桂川精螺分会

申立人（50年不第50号）

X 1

申立人（51年不第8号）

X 2

被申立人 株式会社 桂川精螺製作所

主 文

- 1 被申立人株式会社桂川精螺製作所は、その発行する「勤労情報」において、申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部下丸子地域支部桂川精螺分会の活動を誹謗中傷することにより、被申立人会社の従業員が申立人組合に加入すること、申立人組合の活動を行なうことに支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、海の家（民宿）の経費負担につき、申立人組合と申立外桂川精螺従業員組合とを同等に扱わなければならない。
- 3 被申立人会社は、各課長が従業員に対し申立人組合の組合員は不利益を受ける旨発言しないよう書面で各課長に注意しなければならない。
- 4 被申立人会社は、申立人 X 1 を昭和50年3月21日以降も雇用関係が継続しているものとして扱い、同日以降の賃金相当額（定期昇給、賃上げ分および一時金等を含む。）を遡及し

て支払い、また今後賃金その他の労働条件について同人が申立人組合の組合員であることを理由として差別的な取扱いをしてはならない。

- 5 (1) 被申立人会社は、申立人 X 2 に不良品の選別や製品運搬作業のみを担当させず、他の外勤営業従業員と同様の業務につかせなければならない。
  - (2) 被申立人会社は、昭和50年12月15日営業部第4課で行なわれた決議の撤回を同課員らに命じなければならない。
  - (3) 被申立人会社は、申立人 X 2 への電話を同人の自席の電話器につながなければならない。
- 6 被申立人会社は、本命令書受領の日から1週間以内に下記の文書を55センチメートル×80センチメートル（新聞紙2頁大）の白紙に明瞭に墨書して、会社社員食堂入口の衝立に10日間掲示しなければならない。

記

昭和 年 月 日

日本労働組合総評議会全国金属労働組合  
東京地方本部下丸子地域支部桂川精螺分会

執行委員長 A 1 殿

株式会社 桂川精螺製作所

取締役社長 B 1

当会社が行なった次の各事項は、不当労働行為であると東京都地方労働委員会で認定されました。今後このような行為をくりかえさないようにいたします。

- (1) 「勤労情報」で、貴組合を誹謗中傷したこと。
- (2) 海の家（民宿）の経費負担について貴組合と従業員組合を差別したこと。
- (3) 各課長が貴組合の組合員は不利益を受ける旨の発言をしたこと。
- (4) 貴組合の組合員 X 1 氏を退職させたこと。
- (5) 貴組合の組合員 X 2 氏を職場で孤立するようにしむけたり仕事上の差別をしたこと。

以上東京都地方労働委員会の命令によって掲示いたします。

(注、年月日は掲示した日を記載すること。)

7 被申立人は、第6項を履行したときはすみやかに文書で当委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 認定した事実および判断

#### 1 当事者等

(1) 申立人日本労働組合総評議会全国金属労働組合東京地方本部下丸子地域支部桂川精螺分会（以下「全金」または「組合」という。）は、もともと昭和32年10月14日被申立人株式会社桂川精螺製作所の従業員136名が結成した労働組合であり、現在の組合員は55名である（なお、同分会が日本労働組合総評議会全国金属労働組合に加入し現在の名称に改めたのは33年1月である）。

(2) 申立人X1、および同X2は、組合の組合員である。

(3) 被申立人株式会社桂川精螺製作所（以下「会社」という。）は、従業員約430名をもって肩書地（編注、東京都）において、ネジ、ボルト等の製造、販売を業とする会社である。

(4) 組合結成直後の32年10月26日、会社は、社長を会長とする明朗会（その後労使協議会と改称）を結成した。その後33年7月1日その中心になって活動していた係長クラスの従業員約35名は、桂川精螺従業員組合（以下「従組」という。）を組織し、会社の課長、係長、組長らもこれに加入している。

#### 2 会社による「勤労情報」の配布（救済を求める具体的事実その1）

##### (1) 認定した事実

① 昭和48年の春闘時、会社は、昼休みの交替制による隔週週休2日制を両組合に提案し、従組は、5月10日の臨時大会でこの会社案を承認した。ところが、この承認に反対する者70名余が相ついで従組から脱退し、その多くは会社案に批判的な全金に加入したので、全金組合員は15名から70名に増加した。同月30日、組合は、社内

で集めた230名余の交替制反対の署名簿を大田労働基準監督署に提出した。

- ② 6月2日、会社は、次のような内容を含む「勤労情報」(No.215)を従業員に配布した。

「昨今残念なことに一部善良な従業員が全金の宣伝にまどわされ、全金に加入したように見受けられます。まったくなさない話であります」、「今から15年前、丁度今のように若い世間知らずの人達が、仕事もしないで給料だけは世間並以上支払えと勝手な理屈をいい、機械は壊す、建物は破損する、規則は守らないなどあらゆる横暴を極め、更には約半年間もの長い間ストライキを行なった。しかし、健全堅固な思想をもった従業員組合員が会社と協力して今日の桂川精螺に発展させた」、「このことを知らない当時のことを恥じない10数名の残党に誘惑され全金に加入した真面目な人達を考える時、会社としても誠に残念に思うのであります」。

- ③ 5日、組合は「全金ニュース」で会社に反論するとともに山科精工労働組合の48年度妥結内容を転載したところ、翌6日、会社は、全金のビラは山科精工労働組合の要求額を妥結額に見せようとしたものでデタラメであるとの「勤労情報」(No.217)を発行した。

- ④ 組合は、7日山科精工労働組合と株式会社山科精工所との協定書を組合掲示板にはり、その旨を「全金ニュース」にも記載した。同日午後、会社は、「勤労情報」(No.219)を発行し、「全金ビラは、要求額をいかにも賃上げ決定妥結額に見せたところが悪質である。若い従業員に告ぐ!!全金が、過去青少年をまどわしたやり方が、又はじまりましたので御注意下さい」などと記載した。

- ⑤ 会社は、その後も引き続いて「勤労情報」を発行し、しばしば全金と従組との活動にふれ、「新入社員のみなさん、今後いろいろの面でこれら(従組と全金)の動きの実態を見ると思いますが、人生のかどでにあたり、失敗はケガや病気ばかりではありません」(49年4月17日)、「若い純情な人ほど英雄主義的斗争主義的な言葉や考え方に酔わされやすいものです。このような麻薬中毒の事実は不幸にしてわが社にも何年ものあいだ繰り返されてきました」(49年4月22日)、「同じ桂川の社員の中

で一方は低い組合費ですみ片方は高い組合費を払う。そのうえにストだ、祭典だ、なんのかのと高い無駄な費用を払うことはいかにももったいない」(49年5月11日)、「新入社員迎入れの源動力は従組のおかげ……」、「労使協調があればこそ今春90余名の新入諸君を迎え入れることが出来た」、「全金ばかりであったなら恐らく入社できなかつたであろうことを諸君は心に刻んでおくべきであろう」(50年5月7日)などと述べた。

(2) 判 断

- ① 申立人は、「勤労情報」の記載は組合に対する誹謗中傷であるといい、被申立人は、組合の方針を批判し組合員ないし従業員に対し会社の見解を述べることは言論の自由の範囲内であるという。
- ② 上記認定の如き文書の内容は、全金組合に対する誹謗中傷にほかならず、このような文書を配布することはその内容、状況から推して全金組合への支配介入であり、言論の自由の範囲内とはどうてい考えられない。

3 海の家（民宿）の設置（救済を求める具体的事実その2）

(1) 認定した事実

47年夏、会社と従組は、三浦海岸で海の家（民宿）を共催し、会社は、その費用の一部を福利厚生費から支出した。組合は、海の家を全従業員に開放するように要求したが、会社は「福利厚生費を組合員に適用するかしないかは会社の自由である」と答えて組合の要求に応じなかった。

翌48年も、会社は、前年と同様に海の家を従組と共催しその費用の一部を負担した。しかし、同じく全金組合員は海の家を利用できなかった。

(2) 判 断

- ① 申立人は、会社が海の家を従組とのみ共催するのは組合員に対する不利益取扱いであり、組合に対する支配介入であるといい、被申立人は、48年以後は海の家に関与していないという。
- ② 会社が、従組員にのみ利益となるような福利厚生費を支出し、全金組合にはその

要求にもかかわらずこれに応ぜず、結局全金組合員はその便宜を享受することができなかつたのであるから、このような取扱いは、組合所属の如何による差別待遇である。

#### 4 役職者による組合加入への干渉（救済を求める具体的事実その3）

##### (1) 認定した事実

- ① 48年6月15日午前10時30分頃、B2ローリング課長は、新入社員のC1を会議室に呼び約2時間にわたって「全金と従組では長く仕事をするにつれ給料の差が開いていく。全金で仕事をすれば会社側からいやな目で見られる。全金の組合員は会社で長く仕事はやっていられない」などと従組加入を勧誘した。
- ② 49年11月25日午前9時45分頃B3労務課長は、庶務課へ所用で来た組合員A2を呼び寄せ、「お前全金か、全金をやめろ」「お前の後輩を全金をやめさせて従組に入れろ」「A3（A2の友人）が全金に入るとは思わなかった。それだったらはじめから採用しなければよかった」などと述べた。
- ③ 同日午後4時すぎ、B3課長は、庶務課へ来た組合員A4を自席へ呼び「全金へ好きで入ったのか」「仕事もろくにできない半人前のくせに、なにが全金が好きで入っただ」「高い組合費はらって、ボーナスもらえば又とられるし、やつら（全金の幹部）は名古屋だとかあっちこっちとんであるいて……」などと言った。
- ④ 同月26日午前8時35分頃、B3課長は、経理課へ来た組合員A5に対して、「なんでお前は、全金へ入った」「時間短縮などは会社が考えているから組合に入らなくてもいい。全金をやめればお前の将来は明るいぞ、全金に入っているなら会社をやめろ」と言った。

##### (2) 判 断

- ① 申立人は、これら役職者の行為は支配介入であると言い、被申立人は、役職者による従業員的全金加盟妨害行為はなく、B3課長の場合も、自ら骨折った新入社員にその近況を尋ねたにすぎないという。
- ② 会社の課長職にある者の前記のような言動は、新入社員が全金へ加入することを

阻止したまたはその加入を難詰したものであって会社の責に帰すべき行為と認められる。

## 5 X 1 に対する退職強要（救済を求める具体的事実その4）

### (1) 認定した事実

① X 1 は48年4月会社に入社し、製造部トリーマー課へ配属され、その後従組に加入した。X 1 は、49年4月頃から全金組合員A 6 と話をするようになったが、同年11月ごろC 2 組長から「全金の人と話をしてはいけない」などといわれた。X 1 は50年2月24、5日頃従組からの脱退届を先付職場のC 3（従組職場委員）に渡した。これを知ってC 2 は、「おまえ組合（従組のこと）をやめたんだってな、全金へ入るのか」と言った。27日、X 1 は全金に加入した。

従組脱退後、X 1 は、B 4 係長心得から「ガラ」という洗浄の仕事をするように命じられ、3月3日からは重量物を扱う必要のある大型トリーマーにまわされた。

② 3月4日9時半すぎ、C 2 は、C 4 組長補（従組の執行委員）とともにX 1 を応接室に呼び「この会社では手を汚したり油でよごれたりするから、手のよごれない女の子がいっぱいいる職場へ行った方が良い、プレスには君のやる仕事はない、ボール盤からも君を引きとれないと言われた」などと言った。C 2 やC 4 は、12時すぎまでX 1 に対して仕事がないことなどをしつこく述べたので、X 1 はつい「やめます」と言ってしまった。帰り際に、C 2 とC 4 は、「今日のことは全金の人やいろんな人にしゃべっちゃいけないぞ」と言った。

③ 7日、C 4 は、X 1 に「退職届を書いたか」と聞き、ついでC 2 とC 4 はX 1 を応接室に呼び、C 2 は、「退職届の書き方を教えるからここで書け」と言った。そこでX 1 は、C 4 が示した下書きにしたがい「3月20日で退職する」旨書いて判を押した。X 1 は、会社をやめる気はなかったが、その場の雰囲気から自己の真意を述べることができず、その場に来たB 4 にC 2 の指示どおり退職届を直接手渡した。

C 2 は、この時もX 1 に、「退職届を書いたことは誰にも言うな」と言った。

④ 20日、X 1 は、A 1 委員長の助言により、会社から一旦は退職届の返還を受けた。

しかし、結局会社は、X 1 の復職を認めなかった。

(2) 判 断

① 申立人は、会社が退職届の返還を一旦は承認していながら、これをくつがえしたのは不当労働行為であるといい、被申立人は、X 1 の退職届はその真意によるものであるという。

② しかしながら、上記認定の事実によれば、B 4 らは、X 1 が従組を脱退し全金へ加入したことの報復として、または少くとも全金に加入することをおそれて退職を強制したものであり、会社の職制による不当労働行為と認められる。

6 X 2 への仕事差別（救済を求める具体的事実その 5）

(1) 認定した事実

① X 2 は、49年 3 月15日付で入社し、営業部第 4 課へ配属された。同年 6 月 8 日、B 5 営業第 4 課長（従組員）、B 6 係長心得（従組書記長）らは X 2 を応接室に呼び、3 時間にわたって交々「従組に入らないなら会社をやめろ」などと言ったが、同人は従組へ加入しなかった。

X 2 は、50年 4 月 1 日から外勤者となったが、B 5 課長は、慣例に反して、同人には得意先を分け与えなかった。しかし、X 2 は、自力で数社を開拓した。なお、X 2 は、11月29日全金に加入した。

② 同年12月 4 日、営業第 1 課の B 7 主任補は、X 2 に「忘年会の幹事をおり、出席も遠慮してくれ」と言い、5 日 B 6 係長心得は、X 2 に「君が全金に入ったことは営業部に対する挑戦だ」などと言った。また 8 日付「全金ニュース」が B 7 主任補の言動を報じた点につき、9 日午前 8 時頃同主任補は B 8 営業第 3 課係長外 5 名の係長らと X 2 を取り囲み、「業務外の忘年会に出るのを遠慮してくれというのはなんで不当労働行為なんだ」と 2 時間にわたって追及した。B 9 営業部長や B 3 労務課長が何度かその近くを通り、B 5 課長も自席でこれを見ていたが、B 7 らを制止しなかった。

③ 15日午後 5 時、営業第 4 課の課員（課長と X 2 を除く）は、次の事項を決議した。

㊦ X 2 は 1 人だけ別行動をとっているため、今後第 4 課の課員は、X 2 とは口を  
きかない。

㊧ X 2 は自席の電話器ではなく課長席のを使うこと、外からの電話も課長席へつ  
なく。

㊨ できれば X 2 には仕事もしてほしくない。

そして、16 日朝 8 時 40 分、第 4 課員がほぼ全員集まっている応接室で、B 6 係長  
心得は、X 2 にこれらの決議を通告した。

④ 19 日、B 5 課長は、X 2 が自ら開拓した S 電機の担当から同人をはずし、翌 51 年  
1 月 19 日には同様に N 金属化工の担当からもはずした。また 1 月 12 日、X 2 が新規  
開拓を予定していた会社についても、「電車賃がもったいないから行く必要はない」  
と言って行かせなかった。

1 月 31 日以降、X 2 は、時々 2 トン車を運転して納品に行く以外は、ネジの選別  
作業のみをさせられている。

## (2) 判 断

① 申立人は、X 2 が「職場八分」にされ、不良品の選別作業のみをさせられている  
のは、不当労働行為であるといい、被申立人は、会社は X 2 の問題に関与したこと  
はなく、ネジの選別作業についても課長が適材適所の見地から独自の裁量によって  
行なわせているものであるという。

② 前記(1)③の集会は、全金組合員である X 2 を課内で孤立させようとしたもので、  
課長は参加していないとはいえ、係長心得以下全員が集まって決議しており、前記  
(1)④の事実をあわせ考えれば、この決議の内容およびこれを X 2 に通告し、孤立化  
させようとしたことは、課長もまた容認していたものと推認でき、会社の責に帰す  
べき不当労働行為と解するのが相当である。

③ また B 5 課長が、X 2 の開拓した仕事の担当を取り上げネジの選別のみをさせて  
いるのは、同人が全金組合員であることによるいやがらせとみるほかはなく、組合  
の運営に対する介入でもある。

## 第2 法律上の根拠

以上の次第であるから、(1)会社が「勤労情報」で組合を誹謗中傷したこと、(2)各課長が組合加入者は不利益を受ける旨発言したことは、いずれも労働組合法第7条第3号に該当し、会社が(3)海の家（民宿）の経費負担について組合と従組を差別したこと、(4)組合員X1を退職させたこと、(5)組合員X2を職場で孤立するようにしむけたり仕事上の差別をしたことは、いずれも同条第1号および第3号に該当する。

よって労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

昭和52年8月2日

東京都地方労働委員会

会長 塚 本 重 頼